

■梁、●北魏、続国訳漢文大成。經子史部 第9卷 025p

【梁紀五】 起屠維大淵獻，盡昭陽單閼，凡五年。

高祖武皇帝五天監十八年（己亥，519年）

■春，正月，甲申（20-17+1=4日），尚書左僕射の袁昂を以て尚書令と為し，右僕射の王暕を左僕射と為し，太子詹事の徐勉を右僕射と為す。

●丁亥（23-17+1=7日），魏主は下詔して，稱す、

「皇太后（前卷14年に臨調す）は臨朝して極を踐み，歳將に半紀にならんとす，宣しく『詔』と稱して以て宇内に令すべし。」

■辛卯（27-17+1=11日），上は南郊に祀す。

●張彝父子の誅殺で魏は乱れんとす 魏の徵西將軍の平陸の文侯の張彝^{ちやうい}之子の仲瑀^{ちゅうう}は封事を上り，選格を銓削し，武人を排抑して，清品（清肅な官吏、上品）に豫ら使めざらんことを求む。是に於いて喧謗（大声で指さして責める）は路に盈ち，榜を大巷（大通り）に立て，期を剋して會集し，其の家を屠害せんとす。彝の父子は晏然として，以て意と為さず。二月，庚午（6+60-47+1=20日），羽林、虎賁の千人に近くが相い帥いて尚書省に至りて詬罵（罵り辱める）し，仲瑀の兄の左民郎（尚書左民郎は晉の武帝が置く）中の始均^{しやうぐん}を求めるも（9-026p）獲らず，瓦石を以て省門を撃つ。上下は懼懼し，敢えて禁討する莫し。遂に火を持ちて道中の薪蒿を掠め，杖石を以て兵器と為し，直ちに其の第に造り，彝を堂下に曳き，捶辱して意を極め，唱呼して地を動かし（續は欠如），其の第捨を焚く。始均は垣を逾えて走り，復た還りて賊を拜し，其の父の命を請い，賊は就きて毆撃し，生きながら之を火中に投じる。仲瑀は重傷して走り免れ，彝は僅に餘息有り，再宿に而して死す。遠近は震駭す。胡太后は羽林、虎賁の凶強なる者八人を收掩して之を斬り，其の餘は復た窮治せず。乙亥（11+60-47+1=25日），大赦して以て之を安んじ，因りて武官をして資に依りて入選するを得令む。識者は魏之將に亂れんとするを知る矣。

●魏の人材損失は崔亮の書奏より始まる 時に官員は既に少く，選に應ずる者は多く，吏部尚書の李韶は銓注すること行わず，大いに怨嗟を致す。更に殿中尚書の崔亮を以て吏部尚書と為す。亮は奏して格制を為^{つく}り，士之賢愚を問わず，専ら停解の月日を以て斷と為し，沉滯する者は皆な其の能を稱す。亮の甥の司空咨議の劉景安は亮に書を與えて曰く、

「殷、周は郷塾を以て士を貢し（王制に郷に命じて秀士を論じ、これを司徒に升らしめ郷士という。司徒が秀士を論じて學に升すを俊士という），兩漢は州郡に由りて才を薦む（賢良文学孝廉の舉をいう）。魏、晉は因循（慣習を踏襲）し，又た中正を置く（69 卷魏の文帝黃初元年にあり）。未だ美を盡くさざると雖も，應に什に六七を收むべし。而るに朝廷は才を貢するに，止だ其の文を求め，其の理を取らず，孝廉を察するに唯だ章句を論じ，道を治めるに及ばず，中正を立てて才行を考えず，空しく氏姓を辯じ，士を取る之途は博からず，沙汰之理は未だ精^{くわ}しからず。舅は屬^{こゝろ}銓衡に當たり，宜しく須らく改張易調（改革刷新、董仲舒曰く、譬えば琴瑟調わざれば必ず改めて更にこれを張るが如し）すべし，如何ぞ反りて停年格（年功を以て登用の資格と為す）を為り以て之を限らん，天下の士子は誰か復た名行を修厲せん哉！」

亮も復書して曰く、

「汝の言う所は乃ち深致有り。吾は昨に此の格を為るは、由有り而して然り。古今は同じからず、時に宜しく須らく異なるべし。昔子産は刑書を鑄て以て弊を救う、叔向は之を譏りて正法を以てす（左傳昭公六年に鄭人は刑書を鑄る。叔向は子産に書を詣りてこれを非議す）、何ぞ汝が古禮を以て權宜を難じるに異ならん哉！」

洛陽令の代人の薛琡は上書して、言わく、

「黎元之命は、長吏に繋かる、若し選曹を以て唯だ年勞を取り、能否を簡ばざれば（齊書薛琡傳には使に作る、「若し選曹をして唯だ年勞を取り能否を簡ばざら使めば」）、義は行雁に均しく、次は貫魚の若く（行雁貫魚は皆以て資次の先後、序を以て進むを喩えるなり）、簿を執りて名を呼ぶこと、一吏にして足りん矣、數人に而して用いれば、何ぞ銓衡と謂わん！」

書は奏すれども、報じず。後に因りて見ゆるを請い、復た奏す、

「乞う王公貴臣をして賢を薦して以て郡縣に補せ令めんと。」

公卿に詔して之を議せしむも、事は亦た寝ぬ。其の後に甄琛等は亮に繼いで吏部尚書と為り、其の己に便なるを利として、踵ぎ而して之を行う。魏之選舉は人を失うこと、亮より始まる也。

●【燕出身の高歡は徒党糾合】初め、燕の燕郡太守の高湖（111 卷晉の安帝隆安三年にあり、399 年）は魏に奔り、其の子の謐は侍御史と為り、法に坐して懷朔鎮に徙され、世々北邊に居り、遂に鮮卑之俗に習う。謐の孫の歡（高歡初登場）は、沉深にして大志有り、家は貧しく、役を執りて平城に在り、富人の婁氏の女は見て而して之を奇とし、遂に焉に嫁ぐ。（9-027p）始めて馬を有し、鎮に給して函使（書表は函に封じる、函を奉じて都に詣る使者）と為るを得たり。洛陽に至り、張彝之死せるを見、家に還り、貲を傾けて以て客を結ぶ。或は其の故を問い、歡は曰く、

「宿衛は相い帥いて大臣之第を焚き、朝廷は其の亂れるを懼れ而して問わず、為政此くの如きならば、事は知る可し矣、財物は豈に常に守る可けん邪！」

歡は懷朔の省事（鎮吏）の雲中の司馬子如、秀容（魏の太宗の永興二年に秀容郡及び秀容県を置く。世祖眞君七年に建州を置き、秀容郡はこれに属す。山西省雁門道忻県、現・忻州市忻府区）の劉貴、中山の賈顯智、戸曹史（史職）の咸陽の孫騰、外兵史の懷朔の侯景（後に梁に侵入する）、獄掾の善無（前漢の雁門郡の県、後漢は楨襄郡。拓跋氏は善無郡を置き、恒州に属す。山西省雁門道右玉県の南、現・朔州市右玉県）の尉景、廣寧（朔州の郡、山西省雁門道朔県、現・晉中市寿陽県）の蔡俊と特に相い友善し、並びに任俠を以て郷里に雄たり。

■夏，四月，丁巳（53-47+1= 7 日），大赦す。

●五月，戊戌（34-15+1= 2 0 日），魏は任城王の澄を以て司徒と為し、京光王の繼を司空と為す。

【太后・皇族の奢侈で魏は衰退の危機】

●【絹取り放題】魏は累世強盛にして、東夷、西域の貢獻は絶えず、又た互市を立て以て南貨を致して、是に至り府庫は盈溢す。胡太后は嘗て絹藏に幸し、王公嬪主の從行する者百餘人に命じて各々自ら絹を負い、力に稱いて之を取らしむ。少き者も百餘匹を減ぜず。尚書令、儀同三司の李崇、章武王の融は、絹を負うこと重きに過ぎ、地に顛仆し、崇は腰を傷つけ、融は足を損し、太后は其の絹を奪い、空しく出で使め、時の人は之を笑う。融は、太洛（132 卷宋の明帝泰始四年にあり）之子也。侍中の崔光は止だ兩匹を取る、太后は其の少きを怪しむ。對えて曰く、

「臣の兩手は唯だ兩匹に堪う。」

衆は皆な之を愧じる。

● 〔魏の宗室外戚の奢侈〕 時に宗室外戚權幸之臣は、競いて奢侈を為す。高陽王の雍は、富貴は一國に冠たり、宮室園圃は、禁苑に侔^{ひと}しく、僮僕は六千、伎女は五百、出でて則ち儀衛は道路を塞ぎ、歸りて則ち歌吹は日夜連なり、一食の直（値）は錢數萬なり。李崇は富は雍に埒^{ひと}しく、而して性は儉嗇なり、嘗て人に謂って曰く、

「高陽の一食は、我の千日に敵す。」

● 〔王族は富を争う〕 河間王の琛は、毎に雍と富を争わんと欲し、駿馬は十餘匹、皆な銀を以て槽（飼馬桶）と為し、窗戸之上に、玉鳳鈴を銜み、金龍は旆（洛陽伽藍記には佩に作る）を吐く。嘗て諸王を會して宴飲し、酒器に水精（水晶）の鋒（一本には鐘に作る）、馬腦（瑪瑙、メノウ）の碗、赤玉の卮^{さかずき}有り、製作は精巧にして、皆な中國の無き所なり。又た女樂、名馬及び諸々の奇寶を陳じ、復た諸王を引いて府庫を歴觀し、金錢、繒布は、勝げて計える可からず。顧みて章武王の融に謂って曰く、

「我が石崇（81 卷晉の武帝太康三年にあり）を見ざるを恨みず、石崇が我を見ざるを恨む。」（自分が勝っている）

融は素より富を以て自負し、歸り而して惋歎、臥疾（續には欠如）すること三日。京光王の繼は聞き而して之を省し、謂って曰く、

「卿之貨財は計るに彼に減ぜず、何為れぞ愧羨（恥じ羨望）するに乃ち爾るや？」

融は曰く、

「始め謂うに我より富める者は獨り高陽耳と。意わざりき復た河間有るとは！」

繼は曰く、

「卿は袁術が淮南に在り、世間に復た劉備有るを知らざるに似たる耳！」

融は乃ち笑い而して起つ。

● 〔太后の仏寺大造営で国庫傾く〕 太后（大皇?）は佛を好み、諸寺を營建し、復た窮已する無く、諸州に令して各々五級^{ごきゅう}の浮圖を建てしめ、民力は疲弊す。（9-028p）諸王、貴人、宦官、羽林は各々寺を洛陽に建て、相い高ぶるに壯麗を以てす。太后は數々齋會を設け、僧に物を施すに、動もすれば萬を以て計え、左右に賞賜すること節無く、費す所^{あがな}贅えず、而して未だ嘗て惠を施すに民に及ばず。府庫は漸く虚しく、乃ち百官の祿力（祿は官に在りて受ける祿、力は官に在りて用いる所の白直なり）を減削す。任城王の澄は上表し、以為く、

「蕭衍は常に窺視之志を蓄える、宜しく國家の強盛に、將士の施力（續は旅力）するに及び、早く混壹之功を圖るべし。比年以來、公私は貧困し、宜しく浮費を節省し以て急務^{すく}を周うべし。」

太后は用いる能わずと雖も、常に之を優禮す。

● 〔役者不足で造営ならず〕 魏は永平（天監七年 508 年に魏は永平に改元）より以來、明堂、壁雍を營み、役者は多くとも千人に過ぎず、有司は復た藉^かりて以て寺を修め及（續は以）び它役に供す、十餘年にして竟に成す能わず。起部郎の源子恭は上書して、以為く、

「經國之務めを廢し、不急之費えに資す、宜しく諸役を徹減し、早く功に就くを圖り、祖宗をして嚴配（嚴敬して天に配す、孝經に孔子曰く、孝は父を嚴するよりも大なるは莫く、父を嚴するは天に配するよりも大なるは莫し。昔者周公は后稷を郊祀して以て天に配し、文王を明堂に宗祀して以て上帝に配すと）之期有ら使め、蒼生をして禮樂之富を睹（續は有）すべし。」

詔して之に従い、然るに亦た成す能わざる也。

● 〔陳仲儒の音楽調音〕 魏人の陳仲儒は京房（中国前漢末の元帝の頃の音楽理論家。字は君明、号は易京。梁の焦延寿に仕

え、音律を研究。それまでの律管による十二律の算定法を改良して、新たに弦による音律測定器、準を発明、それによって六十律を算定した)に依りて准を立て以て八音を調えんと請う。有司は仲儒を詰り、

「京房の律准は、今は其の器有りと雖も、之を曉る者は鮮し。仲儒の受ける所は何の師ぞ、何の典籍にか出ずるや？」

仲儒は對えて言わく、

「性は頗る琴を愛し、又た嘗て司馬彪の《續漢書》を読み、京房の准術を見、成數昂然たり。遂に愚思を竭くし、鑽研(研鑽)すること甚だ久しく、頗る得る所有り。夫れ准者本は律に代えるを以(続は所以)て、其の分數を取り、樂器を調校す。竊に調聲之體を尋ねるに、宮、商は宜しく濁り、征(続は徵)、羽は清を用(続は宜)いる。若し公孫崇に依れば、止だ十二律の聲を以てし、而して雲うに、還りて宮を相い為し、清濁は悉く足ると。唯だ黃鐘(十二律の一、基音の老越より七律高い音で、中国の十二律の林鐘)の管は最も長く、故に黃鐘を以て宮と為すは、則ち往往にして相い順う。若し之を八音に均すれば、猶ほ須く衆音を錯采し、其の美を配成すべし。若し應鐘を以て宮と為し、蕤賓を征(続は徵)と為すは、則ち征(続は徵)は濁り而して宮清む、其の韻有りと雖も、音曲を成さず。若し中呂(十二律の一、基音の黃鐘より五律高い音、日本の十二律の双調)を以て宮と為せば、則ち十二律の中全く取る所無し。今京房の書に依れば、中呂を宮と為し、乃ち去滅(六十率の一)を以て商と為し、執始(六十率の一)を征(続は徵)と為し、然る後に方に韻う。而るに崇は乃ち中呂を以て宮と為し、猶ほ林鐘を用いて征(続は徵)と為す、何に由りてか諧う可きや！但だ音聲は精微にして、史傳は簡略なり、舊志に十三弦に准じ、隱間九尺、柱を須いと不とを以(続は無し)て言わず。又た、一寸之内に萬九千六百八十三分有り、微細にして明らかにし難し。仲儒は私に曾て考驗し、准は當に柱を施すべし、但だ柱を前卻し中以て准分を約すれば、則ち相生之韻は已に自ら應合す。其の中弦の粗細は、須く琴宮と相い類し、軫(車の床縛の上の木)を施し以て調聲し、黃鐘と相い合わせ令むべし。中弦の下に數に依り六十律清濁之節を畫し、其の餘の十二弦は須く柱を施すこと箏の如くすべし、即ち中弦に於いて案じて一週之聲を盡くし(9-029p)、度は十二弦の上に著く。然る後に相生之法に依り、次を以て運行し、十二律之商、征(続は徵)を取る。商、征(続は徵)既に定まれば、又た琴の五調に依り、調聲之法は以て樂器に均し、然る後に衆聲を錯采し以て之を文飾す、若し事の此に乖く有れば、聲は則ち和せず。且つ燧人(古は火無く、燧人氏は初めて燧を鑽りて火を出し、民の熟食を教える)は師資(子弟)せず而して火に習い、延壽(焦延壽は京房の師、師承する所無くして十二律を變じて六十律を為すをいう)は束修せず以て律を變じ、故に雲う、之を知る者は教えんと欲し而るに従う無く、心達する者は體知り而して師無し、苟くも一毫の得る所有れば、皆な心抱に關し、豈に必要しも師受を経て然る後に奇と為す哉！」

尚書の蕭寶寅は奏す、

「仲儒は學は師受せず、輕々しく製作せんと欲し、依許す合からず」
事は遂に寝ねる。

●【東平王の匡を許す】魏の中尉の東平王の匡(陽平王拓跋新成の五男、叔父拓跋洛侯の後嗣)は論議し數々任城王の澄の奪う所と為るを以て、憤恚し、復た其の故棺(147 卷七年に棺を作る)を治め、奏して澄を攻めんと欲す。澄は因りて匡の罪狀三十餘條を奏し、廷尉は處するに死刑を以てす。秋、八月、己未(55-44+1=1 2 日)、詔して死を免じ、官爵を削除し、車騎將軍の侯剛を以て代わりて中尉を領せしむ。三公郎中(曹魏は尚書三公郎を置く)の辛雄は匡を奏理して、以為く、

「三朝に歷奏し、骨鯁之跡は、朝野は具に知る、故に高祖は名を賜いて匡と曰う。先帝は已に之を前に

容れ、陛下も亦た宜しく之を後に寛にすべし、若し終に貶黜すれば、恐らくは忠臣之口を杜が^{ふさ}ん。」
未だ幾くもなくして、復た匡を平州刺史に除す。雄は、琛（146 卷天監六年にあり）之族孫也。

● 〔元叉の横暴が始まる〕 九月，庚寅（26-13+1=14 日），胡太后は嵩高（嵩山）に遊ぶ。癸巳（29-13+1=17 日），宮に還る。太后は從容として兼中書舍人の楊昱に謂って曰く、

「親姻は外に在り，人心に稱わず，卿聞く有れば，慎みて諱隱する勿かれ！」（親族を密告させる）

昱は奏す、

「揚州刺史の李崇は五車に貨を載せ、恆州刺史の楊鈞は銀食器を造り、領軍の元叉（486 年-526 年、続による、元義×ここ以後修正、元叉は靈太后の妹の夫）に餉る。」（告げ口したことになる）

太后は叉の夫妻を召し、泣き而して之を責める。叉は是に由りて昱を怨む。昱の叔父の舒の妻は、武昌王の和之妹也。和は即ち叉之從祖なり。舒は卒し、元氏は頗る別居せんと請う、昱の父の椿は泣いて責めて聽さず、元氏は之を恨む。會々瀛州民の劉宣明は反を謀り、事は覺われ、逃亡す。叉は和及び元氏をして昱が宣明を藏匿すと誣告し、且つ云わ使む、

「昱の父の定州刺史の椿、叔父の華州刺史の津は、並びて甲仗三百具を送り、不逞を為さんと謀る。」

叉も復た之を構成す。御杖五百人を遣わし夜昱の宅を圍み、之を收め、一も獲る所無し。太后は其の狀を問ひ、昱は具に對え、

「元氏の怨む所と為る」

太后は昱の縛を解き、和及び元氏を死刑に處せんとし、既に而して叉は之を營救し、和は直だ官を免じ、元氏は竟に坐せず。

● 冬，十二月，癸丑（49-42+1=8 日），魏の任城文宣王の澄は卒す。

● 庚申（56-42+1=15 日），魏は大赦す。（9-030p）

高句麗是の歲，高句麗王の雲は座し，世子の安は立つ。

● 魏は郎選の精さざるを以て、大いに沙汰（水を以て沙石を淘去する、水流選別、不肖を去る事）を加える。唯だ朱元旭、辛雄、羊深、源子恭及び范陽の祖瑩等八人は才用を以て留められ、餘は皆な罷遣せられる。深は、祉（正始の始めに梁州益州に鎮す）之子也。

高祖武皇帝五普通元年（庚子，520 年）

■ 春，正月，乙亥（11-11+1=1 日）朔，改元し，大赦す。

■ 丙子（12-11+1=2 日），日に之を食す有り。

■ 己卯（15-11+1=5 日），臨川王の宏を以て太尉、揚州刺史と為し，金紫光祿大夫の王份（446 年-524 年）を尚書左僕射と為す。份は，奐（齊の武帝の永明 11 年に死す）之弟也。

■ 〔皇帝は馮道根に弔問〕 左軍將軍の豫寧（五代志に豫章郡建昌縣に豫寧県有り、江西省潯陽道永修県、現・九江市永修県）の威伯の馮道根（463 年-520 年）は卒す。是の日、上は二廟（帝は太廟を立て、太祖文皇帝以上を祀り六親廟と為す。皆同一の堂庭を共にし室を別にす。又小廟有り、太祖太夫人の廟なり、嫡に非ず。故に別に廟を立つ。皇帝は太廟を祭る毎に訖りて乃ち小廟に詣り、亦一太牢を以て太廟の禮の如くする。二廟令有りて廟の事を掌る）を春祠し、既に宮を出、有司は以て聞す。上は中書舍人の朱異に問いて曰く、

「吉凶は同日なり、今行く可き乎？」

對えて曰く、

「昔衛の獻公は柳莊の死を聞き、祭服を釋かず而して往く（禮記の檀弓に曰く、衛の太史柳莊は疾に寝ぬ。公曰く、若し疾革まれば、祭に當ると雖も必ず告げよと。公は再拝稽首し屍に請いて曰く、臣柳莊という者有り、寡人の臣に非ず、社稷の臣なり、これが死を聞く、請う行かんと。服を釋かずして行き、遂に以てこれに櫛すと）。道根は未だ社稷之臣と為さずと雖も、亦た王室に勞有り、之に臨むは、禮也。」

上は即ち其の宅に幸し、之を哭し以（続は甚）て勵す。

■高句麗 〔高句麗への使者を魏は捕捉〕 高句麗の世子の安は遣使して入貢す。二月，癸丑（49-41+1=9日），安を以て寧東將軍、高句麗王と為し、使者の江法盛を遣わして安に衣冠劍佩を授ける。●魏の光州（魏の皇興四年に青州を分けて置く、東萊・長廣・東牟郡を領し掖に治す、山東省遼東道掖県、現・煙台市萊州市）兵は海中に就きて之を執り、洛陽に送る。

【元叉は元儼を殺害して実権掌握】

●〔清河文獻王の儼は元叉の謀議に会う〕 魏の太傅、侍中、清河文獻王の儼は、風儀は美しく、胡太后は逼りて（錢大昕の北史巧異にいわく、元叉及び儼の傳によれば、逼りて幸すの一節は、乃ち元叉の輩の誣蟻の辭なり。真実ではないかも）而して之を幸す。然れども素より才能有り、輔政して匡益する所多く、文學を好み、士人に禮敬し、時望は甚だ重し。侍中、領軍將軍の元叉は門下に在り、兼ねて禁兵を總し、寵を待みて驕恣に、志欲は極まること無し。儼は毎に之を裁するに法を以てし、叉は是に由りて之を怨む。衛將軍、儀同三司の劉騰は、權は内外を傾け、吏部は騰の意をこいねが希い、奏して騰の弟を用いて郡（刺史）と為さんとし、人資は乖越（その才に非ざる）す。儼は抑え而して奏さず、騰も亦た之を怨む。龍驤府の長史の宋維は、弁（魏の孝文帝に事える）之子也、儼は薦して通直郎（通直散騎侍郎）と為し、浮薄にして行い無し。叉は維に許すに富貴を以てし、（9-031p）告げ使む、

「司染都尉（周官に染人有り、漢に平準令有り、練染して彩色を作すを主る、後魏は司染都尉とす）の韓文殊父子は亂を作りて儼を立てんと謀る。」

儼は坐して禁止せられ、按驗するも、反狀無し、釋さるるを得、維は反坐（誣告して実を失う者は、その告げる所の罪を以て坐す）に當たる。叉は太后に言つて曰く、

「今維を誅するは、後に真に反する者有り、人敢えて告ぐる莫し。」

乃ち維を黜けて昌平（漢の県、北魏は昌平郡を置き、燕州に属す。京兆昌平県東南、現・北京市昌平区）郡守と為す。

●〔元叉は儼を大逆として捕える〕 叉は儼が終に己に害を為さんと恐れ、乃ち劉騰と密に謀り、主食（御食を主る）中黃門の胡定をして自ら列ねて云わ使む、

「儼は定に貨して魏主を毒せ使め、若し己が帝と為るを得れば、定に許すに富貴を以てせんとす。」

帝は時に年は十一、之を信じる。秋，七月，丙子（12-9+1=4日），太后は嘉福殿に在り、未だ前殿に御せず、叉は帝を奉じて顯陽殿に御し、騰は永巷門を閉め、太后は出でるを得ず。儼は入り、叉に含章殿の後に遇い、叉は厲聲して儼の入るを聽さず、儼は曰く、

「汝は反せんと欲する邪！」

叉は曰く、

「叉は反せず、正に反者を縛せんと欲する耳！」

宗士（魏は宗師を置き、宗士は属する）及び直齋（殿内齋閣に直する者、直閣に属す）に命じて儼の衣袂を執らしめ、將に

含章の東省に入らんとし、人をして之を防守せ使む。騰は詔と稱して公卿を集めて議し、懌の大逆を論じる。衆は鹹な又を畏れ、敢えて異なる者無し、唯だ僕射の新泰（琅邪郡に属す県、現・泰安市新泰市）文貞公の游肇は抗言して以て不可と為し、終に下署（筆を下して署名）せず。

● 〔元懌を謀殺、太后幽閉〕 又、騰は公卿の議を持ちて入りて奏し、俄に而して可を得（魏主の許可）、夜中に懌を殺す。是に於いて詐りて太后の詔を為り、自ら疾有りと稱し、政を帝に還す。太后を北宮の宣光殿に幽し、宮門は晝夜長く閉じ、内外は斷絶し、騰は自ら管鑰を執り、帝も亦た省見するを得ず、裁に食を傳えるを聴し而して已む。太后の服膳は俱に廢し、饑寒を免れず、乃ち歎じて曰く、
「虎を養いて噬まれるを得るとは、我之謂い矣！」

又た中常侍の酒泉（（続は欠如））の賈桀をして帝の書に侍せ使め、密に動止を防察せ令む。又（中華書院版はここのみ義でなく又）は遂に太師の高陽王の雍等と同じく輔政し、帝は又を謂って姨父（父の兄弟）と為す。又は騰と表裡權を擅にす、又は外御を為し、騰は内防を為し、常に禁省に直し、共に刑賞を裁し、政は鉅細と無く、二人に決し、威は内外に振い、百僚跡を重ねる（懼れる事甚だしく敢えて妄りに足を挙げて行かず、歩々陳迹を踏むを言う）。朝野は懌の死を聞き、氣を喪わざるは無し、胡夷は之が為に嫠（女を刀に置換した文字、リ）面者（刀で面を画する、胡夷の喪に臨み哭哀す）は數百人。游肇は憤邑し而して卒す。

■己卯（15-9+1=7日）、江、淮、海は並びて溢れる。

●辛卯（27-9+1=19日）、魏主は元服を加え、大赦し、改元して正光とす。

● 〔元懌の一族の誅殺〕 魏の相州刺史の中山文莊王の熙は、英（元英は孝文帝・宣武帝に事え数々兵を率いて功有り）之子也、弟の給事黃門侍郎の略、司徒祭酒（曹魏以来公府に東西祭酒あり）の纂と、皆な清河王の懌の厚くする所と為り、懌の死を聞き、鄴に於いて兵を起し、上表して元又、劉騰を誅せんと欲し、纂は亡げて鄴に奔る。後十日にして、長史の柳元章等は城人を帥いて鼓噪し而して入り、其の左右を殺し、(9-032p) 熙、纂並びに諸子を執りて高樓に置く。八月，甲寅（50-38+1=13日）、元又は尚書左丞の盧同を遣わして就きて熙を鄴街（御×）に斬らしめ、其の子弟を並す。

● 〔元熙の旧友への遺書〕 熙は文學を好み、風儀有り、名士は多く之と遊ぶ。將に死せんとし、故知に書を與えて曰く、

「吾は弟と並せて皇太后の知遇を蒙り、兄は大州に據り、弟は則ち入りて侍し、殷勤なる言色は、恩は慈母に同じ。今皇太后は北宮に廢せられ、太傅の清河王は横しまに屠酷を受け、主上は幼年にして、獨り前殿に在り。君親此くの如く、以て自ら安んずる無し、故に兵民を帥いて大義を天下に建てんと欲す。但だ智力淺短にして、旋って囚執せられ、上は朝廷に慚じ、下は相知に愧じる。本は名義を以て心に干し、爾らざるを得ず、腸を流し首を碎くとも、復た何をか言わん哉！凡そ百の君子は、各々爾の儀を敬い、國の身（射×）の為、善く名節を勸めよ！」

聞く者は之を憐む。熙の首は洛陽に至り、親故は敢えて視る莫く、前驍騎將軍の刁整（晉から魏に亡命、功は淮汝に顯著）は獨り其の屍を収め而して之を藏す。整は、雍之孫也。盧同は又の意を希い、熙の黨與を窮治し、濟陰（山東省濟寧道定陶県の西北四里、現・菏泽市定陶区）内史の楊昱を鎖して鄴に赴かしめ、考訊すること百日、乃ち任に還るを得たり。又は同を以て黃門侍郎と為す。

●■ 〔元略は刁雙らの支援で梁に亡命〕 元略は亡げて故人の河内の司馬始寶に抵り、始寶は略と荻筏を縛し夜孟津を渡り、屯留（漢晉以来上黨郡の県、山西省冀寧道屯留県、現・長治市屯留区）の栗法光の家に詣り、轉じて西河太守の刁雙に依り、之を匿すこと經年なり。時に略に購うこと甚だ急にして、略は懼れ、送りて境を

出るを求め、**雙**は曰く、

「^{かなら}會^{かなら}ず一死有り、遇い難き所の者は知己の為に死する耳、願わくは以て慮りと為さざれ。」

略は固く南に奔るを求め、**雙**は乃ち從子の**昌**をして**略**を送りて江を渡らせしめ、遂に來奔し、**上**は**略**を封じて中山王と為す。**雙**は、**雍**之族孫也。**又**は**刁整**が**略**を送ると誣い、其の子弟を並せて之を收系し、御史の**王基**等は力めて辨雪（弁舌して冤罪を雪ぐ）を為し、乃ち免かるるを得る。

■ **〔韋睿は一人風に流されず〕** 甲子（60-38+1=13日）、侍中、車騎將軍の永昌嚴侯の**韋睿**は卒す。時に**上**は方に**釋氏**を崇び、士民は風に從い而して靡かざる無く、獨り**睿**は自ら位は大臣に居るを以て、俗と俯仰するを欲せず、行ふ所は略ぼ平日の如し。

● **九月**、戊戌（34-8+1=27日）、魏は高陽王の**雍**を以て丞相と為し、内外を總攝し、**元叉**と同じく庶務を決せしむ。

【柔然の阿那瓠の魏亡命と北方混乱】

柔然 **〔柔然の伏跋可汗殺害と阿那瓠の魏亡命〕** 初め、柔然の佗汗可汗は伏名敦之妻の侯呂陵氏を納れ、伏跋可汗及び阿那瓠等六子を生む。伏跋は既に立ち、^{たちま}忽ち其の幼子の^{うしな}祖惠を亡い、求募するも得る能わず。巫の地萬有りて言う、

「祖惠は今天上に在り、我は能く之を呼ばん。」

乃ち大澤中に於いて帳幄を施し、天神を祀る。祖惠は忽ち帳中に在り、自ら雲わく、

「恆に天上に在り。」

伏跋は大いに喜び、地萬を號して聖女と為し、納れて可賀敦（柔然の正室をいう）と為す。地萬は既に左道を挟み、復た姿色有り、伏跋は敬い而して之を愛し、其の言を信用し、國政を干亂す。是くの如く歳を積み、祖惠は浸く長じ、其の母に語りて曰く、

「我は常に地萬の家に在り、未だ嘗て天に上らず。『天に上る』と者、地萬が我に教える也。」（9-033p）
其の母は具に狀を以て伏跋に告げ、伏跋は曰く、

「地萬は能く未然を前知す、讒を為す勿かれ也！」

既に而して地萬は懼れ、祖惠を伏跋に譖し而して之を殺す。侯呂陵氏は其の大臣の具列等を遣わして地萬を絞殺せしむ。伏跋は怒り、具列等を誅せんと欲す。會々阿至羅（高車種か、北河の東に居る）は入寇し、伏跋は之を撃ち、兵敗れ而して還る。侯呂陵氏は大臣と共に伏跋を殺し、其の弟の阿那瓠を立てて可汗と為す。阿那瓠が立ちて十日、其の族兄の示發は衆數萬を帥いて之を撃ち、阿那瓠は戰敗し、其の弟の乙居伐と與に輕騎にて魏に奔る。示發は侯呂陵氏及び阿那瓠の二弟を殺す。

● **〔汝南王の悦は元叉に媚びて出世〕** 魏の清河王の懌は死し、汝南王の悦は了^{つひ}に元叉を恨む之意無く、桑落酒を以て之を候し、其の私佞を盡くす。又は大いに喜び、**冬**、**十月**、乙卯（51-37+1=15日）、悦を以て侍中、大尉と為す。悦は懌の子の但（統は亶）に就きて懌の服玩を求め、時に旨に稱わず（既に遷延し時を以て納めず、納める所の者は又悦の意に稱わず。時ならず、又皆に稱わざるなり。一節に、毎時皆旨に稱うに非ざるなり）、但を杖すること百下、幾んど死せんとす。

柔然 ● **〔阿那瓠は柔然帰還支援を要請〕** 柔然可汗の阿那瓠は將に魏に至らんとし、魏主は司空の京兆王

の繼、侍中の崔光等をして相い次いで之を迎え使め、賜勞すること甚だ厚し。魏主は阿那瑰を顯陽殿に引見し、因りて宴を置き、阿那瑰の位を親王之下に置く。宴は將に罷めんとし、阿那瑰は啟を執りて座の後に立ち、詔して引いて御座の前に至らしめ、阿那瑰は再拜して言つて曰く、

「臣は家難を以て、輕々しく來たりて闕に詣り、本國の臣民は、皆な已に逃散す。陛下の恩は天地より隆し、乞う兵をもて本國に送還し、叛逆を誅剪し、亡散を收集せん。臣は當に遺民を統帥して、陛下に奉事せん。言は盡くす能わず、別に啟陳有り。」

仍つて啟を以て中書舍人の常景に授けて以て聞す。景は、爽（123 卷宋の文帝元嘉六年にあり）之孫也。

●柔然〔阿那瑰は元叉に賄賂して帰還〕十一月，己亥（35-7+1=29日），魏は阿那瑰を立てて朔方公、蠕蠕王と爲し、賜わるに衣服、輅車を以てす。祿恤儀衛は、一に親王の如し。時に魏は方に強盛にして、洛水橋の南の御道の東に於いて四館を作り、道西に四里を立てる。江南より來たりて降る者有れば之を金陵館に處き、三年之後に宅を歸正裡に賜る。北夷より降る者は燕然館に處き、宅を歸德裡に賜る。東夷より降る者は扶桑館に處き、宅を慕化裡に賜る。西夷より降る者は崦嵫館に處き、宅を慕義裡に賜る。阿那瑰の入朝するに及び、燕然館を以て之を處く。阿那瑰は屢々國に返るを求め、朝議に異同ありて決せず、阿那瑰は金百斤を以て元叉に賂し、遂に北に歸るを聽される。十二月，壬子（48-36+1=13日），魏は懷朔都督に敕して銳騎二千を簡び阿那瑰を護送して境首（界首）に達し、機を觀て招納せしむ。

「若し彼迎候すれば、宜しく繒帛車馬を賜い禮餞し而して返すべし。如し容受せざれば、闕庭に還るを聽せ。」

其の行裝資遣は、尚書に付して量給せしむ。

●辛酉（57-36+1=22日），魏は京光王の繼を以て司徒と爲す。

●〔魏と梁の通行〕魏は使者の劉善明を遣わして來聘し、始めて（齊の明帝の建元二年、盧昶が北に歸りしより後、魏は復た使いを遣わして南に聘せず）復た通好す。（9-034p）

高祖武皇帝五普通二年（辛丑，521年）

■春，正月，辛巳（17-6+1=12日），上は南郊に祀す。

■孤獨園を建康に置き、以て窮民を收養す。

■戊子（24-6+1=19日），大赦す。

●魏の南秦州の氐は反す。

●柔然〔柔然阿那瑰支援の是非〕魏は近郡の兵萬五千人を發し、懷朔鎮の將の楊鈞をして之を將いらしめ、柔然可汗の阿那瑰を送りて國に返さしむ。尚書右丞の張普惠は上疏し、以て爲く、

「蠕蠕は久しく邊患を爲す、今茲天は喪亂を降し、其の心を荼毒（苦しめる）し、蓋し之をして有道之樂しむ可きを知り、面を革めて（その心を化する能わず、但だ其の容貌顔色を變ずるのみなるを言う。易の革卦に、君子は豹変し小人は面を革むとあり）稽首し以て大魏を奉ぜ使めんと欲す也。陛下は宜しく民を安んじ己を恭々しくし、以て其の心を悅服すべし。阿那瑰は身を束ねて命に歸し、之を撫して可也。乃ち更に先ず自ら勞擾し、師を郊甸之内に興し、諸を荒裔之外に投じ、累世之勍敵（強敵）を救い、天亡之丑虜（醜いえびす）に資する。臣愚は、未だ其の可なるを見ざる也。此れ乃ち邊將は一時之功を竊むを貪り、兵は凶器と爲り、王者は已むを得ず而して之を用いるを思わず。況んや今旱暵（ひでり）は方に甚だしく、聖慈膳を降すや、乃ち萬五千人を以て楊鈞をして將と爲らしめ、而して蠕蠕を定めんと欲し、時に于（=×）いて而して動く、其れ濟す

可けん乎！脱し顛覆之變有れば、楊鈞之肉（左傳の、楚の孫叔敖が伍参を斥ける語意を用いる）、其れ食らうに足る乎！幸輔は専ら小名を好み、安危の大計を圖らず、此れ微臣の寒心する所以の者也。且つ阿那瑰之還らざるは、何の信義に負かん、臣は賤しくして議に及ばざれども（漢の時に議郎以上は朝廷大議に預かる。尚書二丞は当時も賤しとせず。曹魏では八座以上に限定）、文書の過ぎる所（書類は見ている）なれば、敢えて陳ぜざるべからず。」
聽さず。阿那瑰は西堂に辭す、詔して賜わるに軍器、衣被、雜采、糧畜を以てし、事事に優厚なり、侍中の崔光等に命じて外郭に勞遣せしむ。

柔然●〔柔然の婆羅門は示發を討つ〕阿那瑰之南奔する也、其の從父兄の婆羅門は衆數萬を帥いて入りて示發を討ち、之を破り、示發は地豆于（地豆乾×、5世紀から6世紀にかけて中国北部の洮児河とシラムレン河の間で遊牧していた遊牧民）に奔る、地豆于是之を殺し、國人は婆羅門を推して彌偶可社句（中国の言では安静の意味）可汗と為す。楊鈞は表して稱す、

「柔然は已に君長を立て、恐らくは未だ兄を殺す之人を以て其の弟を郊迎するを肯ぜざらん。輕々しく往きて虚しく返れば、徒らに國威を損ぜん。廣く兵衆を加えるに非ざるよりは、以て其の北に入るを送る無からん。」

二月、魏人は舊に嘗て柔然に奉使する者の牒雲具仁をして往きて婆羅門を諭さしめ、阿那瑰を迎えしむ。

■辛丑（37-35+1=3日）、上は明堂を祀る。

●庚戌（46-35+1=12日）、魏は假撫軍將軍の郗劭（へいきゅう）をして南秦の叛氏を討たしむ。（9-035p）

●〔太后をめぐり、奚康生の誅殺〕魏の元叉、劉騰之胡太后を幽する也、右衛將軍の奚康生は其の謀に預り、叉は康生を以て撫軍大將軍、河南尹と為し、仍って之をして左右を領せしむ。康生の子の難當は侍中、左衛將軍の侯剛の女を娶り、剛の子は叉之妹の夫也、叉は康生が姻を通じるを以て、深く相い委託し、三人は率ね多く俱に禁中に宿し、時に或は迭に出で、難當を以て千牛備身（左右に千牛刀有り、防身刀という利刀、庖丁は数千牛を解体、芒刀は頓らざるを取りて義と為す、備身は装着する護衛）と為す。康生の性は粗武にして、言氣は高下し、叉は稍く之を憚り、顔色に見わる、康生も亦た微かに懼れて安ぜず。甲午（30+60-35+1=56日?）、魏主は太后に西林園に於いて朝し、文武は侍坐し、酒酣にして迭いに舞い、康生は乃ち力士舞（勇士の進退の氣勢を為す舞）を為し、折旋之際に及び、毎に太后を顧視し、手を舉げ、足を蹈み、目を瞋らし、首を頷し、執殺之勢いを為す、太后は其の意を解すれども而して敢えて言わず。日暮れ、太后は帝を攜えて宣光殿（洛陽の北宮の太后幽閉の地）に宿せんと欲し、侯剛は曰く、

「至尊は已に朝し訖わる、嬪御は南に在り（帝は南宮に居る）、何の必ずしも留宿せんや！」

康生は曰く、

「至尊は陛下之兒、陛下に隨いて將に東西せんとす、更に復た誰にか訪わん！」

群臣は敢えて應ずる莫し。太后は自ら起ちて帝の臂を援（援×）き、堂を下り而して去る。康生は大呼し、萬歳を唱う。帝は前みて閣に入り、左右は競いて相い排し、閣は閉じるを得ず。康生は難當の千牛刀を奪い、直後（直閣の屬の官名）の元思輔を斫り、乃ち定まるを得る。帝は既に宣光殿に上り、左右の侍臣は俱に西階の下に立つ。康生は酒の勢いに乗りて將に出でて處分せんとし、叉の執る所と為り、門下に鎖せらる。光祿勳の賈粲は太后を給いて曰く、

「侍官は恐れを懷きて安ぜず、陛下は宜しく親しく安慰すべし。」

太后は之を信じ、適々殿を下り、粲は即ち帝を扶けて東序に出で、前みて顯陽殿に御せしめ、太后を宣光殿に閉す。晩に至るも、叉は出でず、侍中、黃門、僕射、尚書等十餘人をして康生の所に就き其の事を訊

ね令め、**康生**を斬刑に、**難當**を絞刑に處す。又は**剛**と並びて内に在り、矯詔して之を決す、

「**康生**は奏の如し、**難當**は死を恕^{ゆる}して流に従うべし。」

難當は哭して父に辭し、**康生**は慷慨して悲しまず、曰く、

「我は反して死するにあらず、汝は何ぞ哭する也！」

時に已に昏暗なり、有司は**康生**を驅りて市に赴き、之を斬る。尚食典御（進御するに必ず時禁を辨じ、まずこれを嘗むるを掌る）の**奚混**は**康生**と同じく刀を執りて内に入る、亦た坐して絞せらる。**難當**は**侯剛**の婿なるを以て、留まること百餘日を得、竟に安州（魏の顯祖皇興二年に安州を置き、方城に治す。密雲・廣陽・安樂郡を領す。京兆密雲か、現・北京直轄市密雲区）に流さる。之久しく、又は行台（魏の太祖は既に中山を得、中原の押さえとして鄴・中山に置く）の**盧同**をして就きて之を殺さ使む。**劉騰**を以て司空と為す。八坐、九卿は常旦**騰**の宅に造り、其の顔色を参し、然る後に省府に赴き、亦た歴日（続は終日）見る能わざる者有り。公私の屬請は、唯だ貨の多少を視る。舟車之利、山澤之饒は、所在椎固、刻剝し六鎮に交通互市し、(9-036p) 歳入の利息は巨萬萬（巨萬の萬倍）を以て計る。鄰舍を逼奪し以て其の居を広げ、遠近は之を苦しむ。

●**元繼の欲張り** 京兆王の**繼**は自ら父子の權位は太いに盛んなるを以て、固く請いて司徒を以て車騎大將軍、儀同三司の**崔光**に譲らんとす。**夏**，**四月**，庚子（36-34+1=3日），**繼**を以て太保と為し、侍中は故の如し。**繼**は固辭するも、許さず。壬寅（38-34+1=5日），**崔光**を以て司徒と為し、侍中、祭酒、著作は故の如し。

●**柔然** **阿那瓌は右往左往** 魏の**牒雲具仁**は柔然に至る。**婆羅門**は殊だ驕慢にして、遜避の心無く、**具仁**の禮敬を責める。**具仁**は屈せず、**婆羅門**は乃ち大臣の**丘升頭**等將兵二千を遣わして、**具仁**に隨いて**阿那瓌**を迎えしむ。**五月**，**具仁**は鎮（懷朔鎮）に還り、具に其の狀を道う。**阿那瓌**は懼れ、敢えて進まず、上表して洛陽に還るを請う。

●**辛巳**（17-4+1=14日），魏の南荊州（147 卷天監 11 年に魏が置く）刺史の**桓叔興**は所部に據りて來降す。（五月閏月あり）**六月**，丁卯（3-3+1=1日），義州（これは齊安郡木蘭県界に置くべし、湖北省江漢道黄安県南、現・黄冈市紅安県）刺史の**文僧明**、邊城（湖北省江漢道黄冈県、現・黄冈市）太守の**田守德**は所部を擁して魏に降る、皆な蠻酋也。魏は**僧明**を以て西豫州刺史と為し、**守德**を義州刺史と為す。

■**癸卯**（39-3+1=37日?），琬琰殿に火あり、後宮三千間を延焼す。

■**楊侃は裴邃の術策を見抜く** **秋**，**七月**，丁酉（33-33+1=1日），大匠卿の**裴邃**を以て信武將軍と為し、節を假し、衆軍を督して義州を討たしめ、魏の義州刺史の**封壽**を檀公岷（湖北省江漢道漢陽県にあり、水經注に決水は盧江の雩婁県の大別山に出ずとあり、俗称、大別の別称、現・武漢市漢陽区）に破り、遂に其の城を圍む。**壽**は降を請い、復た義州を取る。魏は尚書左丞の**張普惠**を以て行台と為し、兵を將いて之を救わしむも、及ばず。**裴邃**を以て豫州刺史と為し、合肥に鎮せしむ。**邃**は壽陽を襲わんと欲し、陰に壽陽の民の**李瓜花**等と結んで内應を為さしむ。**邃**は已に兵を勒して期日を為し、魏が之を覺らんとするを恐れ、先ず魏の揚州に移して云わく、

「魏は始め馬頭（安徽省淮泗道壽県西北 20 里、現・淮南市寿県、又は別に淮泗道懷遠県東南とあり、蚌埠市懷遠県）に於いて戍を置き、聞くが如く復た白捺（馬頭の東北か東南）の故城を修めんと欲すと、若し爾らば、便ち相い侵逼し、此れ亦た須く歐陽（江蘇省淮陽道儀徴県東北、統の淮泗道は誤り、現・揚州市儀徴市）に營し、交境之備えを設けるべし。今板卒（板幹は城を築く者と士卒）已に集まり、唯だ信の還るを聴く。」

揚州刺史の**長孫稚**は僚佐に謀り、皆な曰く、

「此れは白捺を修める之意無し、宜しく實を以て之を報じるべし。」

録事參軍の楊侃は曰く、

「白捺は小城なり、本は形勝に非ず、遂は狡數（狡猾な術數）を好む、今兵を集めて遣移するは、恐らくは它意有り。」

稚は大いに寤り、曰く、

「録事は亟かに移を作りて之を報ず可し。」

侃は報移（移文返書）して曰く、

「彼之兵を纂めるは、想うに別に意有らん、何為れぞ妄りに白捺を構えん！他人心有り（詩經巧言篇の辞せ）、予之を付度す、(9-037p) 秦に人無き（左傳に秦の大夫繞朝の言）を謂う勿かれ也。」

遂は移を得、以て魏人の已に覺ると為し、即ち其の兵を散ず。瓜花等は期を失うを以て、遂に相い告發し、伏して誅す者は十餘家。稚は、觀（長孫道生の孫、133 卷宋の鬱林王元徽元年にあり）之子、侃は、播（楊播は 140 卷齊の明帝建武二年にあり）之子也。

高車 **柔然** **[柔然と高車の相互牽制策]** 初め、高車王の彌俄突は死し（前卷天監 15 年にあり）、其の衆は悉く厭噓（エフタル）に歸す。後數年にして、厭噓は彌俄突の弟の伊匐を遣わして餘衆を帥いて國に還らしむ。伊匐は柔然可汗の婆羅門を撃ち、大いに之を破り、婆羅門は十部落を帥いて涼州に詣り、降を魏に請い、柔然の餘衆數萬は相い帥いて阿那瓊を迎え、阿那瓊は啟して稱す、

「本國は大亂し、姓姓は別居し、迭いに相い抄掠す。當今は北人は鵠望（鵠の如く立ちて救いを求める）して拯いを待ち、乞う前恩に依り賜い、臣に精兵一萬を給し、臣を磧北に送り、荒民を撫定せしめよ。」

詔して中書門下に付して博く議せしめ、涼州刺史の袁翻は以為く、

「國家の都洛に都して以來より、蠕蠕、高車は迭いに相い吞噬す。始めは則ち蠕蠕は首を授け（佗汗をいう、147 卷天監七年にあり）、既に而して高車は擒えられる（彌俄突をいう）。今高車は自ら衰微之中に奮い、克く仇恥を雪ぎ、誠に種類繁多にして、終に相い滅すに能わざるに由る。二虎交鬥してより、邊境は塵無きは數十年矣、此れ中國之利也。今蠕蠕の兩主（阿那瓊・婆羅門）は相い繼いで誠に歸し、戎狄は禽獸にして、終に純固之節無しと雖も、然も存亡絶を繼ぐは、帝王の本務なり。若し棄てて而して受けざれば、則ち我が大德を虧かん。若し納れて而して撫養すれば、則ち我が資儲を損せん。或は全く内地に従せば、則ち直に其の情の願わざるのみに非ず、亦た恐らくは終に後患と為り、劉、石は是れ也（漢は胡羯を内地に徙し、晉の世に至り、遂に劉石の乱となる）。且つ蠕蠕は尚ほ存し、則ち高車は猶ほ（続により補充）は内顧之憂い有り、未だ暇上國を窺窬する暇あらず。若し其の全滅すれば、則ち高車の跋扈之勢いは、豈に知る可きこと易し！今蠕蠕は亂れると雖も而して部落は猶ほ衆り、處處に棋布し、以て舊主を望み、高車は強きと雖も、未だ盡く服する能わざる也。愚謂えらく蠕蠕の二主は並びて宜しく之を存すべし、阿那瓊を東に居らせ、婆羅門を西に處き、其の降民を分け、各々屬する攸有らしめん。阿那瓊の居る所は經見する所に非ず、敢えて臆度せず。婆羅門は、請う西海の故城を修めて以て之に處かん。西海（甘肅省西海郡居延県、現・阿拉善盟額濟納旗）は酒泉之北に在り、高車の居る所の金山（阿爾泰山）を去ること千餘里、實に北虜往來之衝要なり、土地は沃衍にして、大いに宜しく耕稼す。宜しく一良將を遣わし、配するに兵仗を以てし、婆羅門を監護せしめん。因りて屯田せ令め、以て轉輸之勞を省くべし。其の北は則ち大磧（石の沙漠、巴丹吉林沙漠）に臨み、野獸の聚まる所、蠕蠕をして射獵せ使め、彼此相い資けば、以て自ら固めるに足らん。外は以て蠕蠕之微弱なるを輔け、内に亦た高車之畔換（跋扈）するを防げば、此れ邊を安んじ塞を保つ之長計也。若し婆羅門が能く離れるを

収め散るを聚め、其の國を復興する者ならば、漸く北に轉じ令め、徙りて流沙を度れば、則ち是れ我之外藩にして、高車の勍敵となり、西北之虞いは、(9-038p) 以て慮無かる可し。如し其の奸回返覆するとも、逋逃之寇為るに過ぎず、我に於いて何の損ある哉！」

朝議は之を是とす。

●**柔然**[柔然と懷朔鎮] **九月**，柔然可汗の**俟匭**^{しとくぼつ}伐は懷朔鎮に詣りて兵を請い、且つ**阿那瑰**を迎える。俟匭伐は、**阿那瑰**之兄也。**冬，十月**，錄尚書事の高陽王の**雍**等は奏す、

「懷朔鎮の北の吐若奚（固陽県の北の境界）は、原野平沃なり、請う**阿那瑰**を吐若奚泉、**婆羅門**を故の西海郡に置き、各々をして部落を帥い、離散を收集せ令めん。**阿那瑰**の居る所は既に境外に在り、宜しく少しく優遣すべし、**婆羅門**は之に比するを得ず。其の**婆羅門**の未だ降らざる以前、蠕蠕の歸化する者は、宜しく悉く州鎮に令して懷朔鎮に部送し以て**阿那瑰**に付けしめん。」

詔して之に従う。

●**十一月**，癸丑（49-31+1=1 9 日），魏の侍中、車騎大將軍の**侯剛**に儀同三司を加える。

●**[東益、南秦の氏の討伐失敗]** 魏は東益、南秦の氏が皆な反するを以て、庚辰（16+60-31+1=4 6 日?十二月なら 16-0+1=1 7 日），秦州刺史の河間王の**琛**を以て行台と為し以て之を討たしむ。**琛**（**劉騰**の養子となるを求めるは前卷天監 17 年にあり）は**劉騰**之勢いを恃みて、貪暴は畏忌する所無し、大いに氏の敗る所と為る。中尉は彈奏し、赦に會い、除名し、尋ぎて王爵を復す。魏は安西將軍の**元洪超**を以て尚書行台を兼ね、敦煌に詣り柔然の**婆羅門**を安置せしむ。

高祖武皇帝五普通三年（壬寅，522年）

■**春，正月**，庚子（36-30+1=7 日），尚書令の**袁昂**を以て中書監と為し、吳郡太守の**王暕**を尚書左僕射と為す。

●辛亥（47-30+1=1 8 日），**魏主**は籍田を耕す。

●**[宋雲・惠生の經典招来]** 魏の**宋雲**は**惠生**と與に洛陽より西行すること四千里、赤嶺（甘肅省西寧道碾伯県、現・海東市樂都）に至り、乃ち魏境を出、又た西行し、再期にして、乾羅國に至り而して還る。**二月**，洛陽に達し、佛經一百七十部を得たり。

（宋雲は敦煌の人。孝明帝神龜元年（518）11 月靈太后胡氏の命で、崇立寺の惠生・法力等と洛陽から天竺に出発。吐谷渾、鄯善、于闐を経て、西域に至る。エフタル王に謁見後、波斯、賄摩国、鉢盧勒国を経て、神龜2年（519）にウッディヤーナ（烏仗那）国に至り、国王と会見。孔子老子莊子を講義。宋雲、惠生は、天竺に行き、正光元年（520）4 月ガンダーラ等訪問。正光3年（522 年）、大乘の經論 170 部を携え洛陽に帰還、Wikipedia 参照）

●**[高車王の伊匐の戦死]** 高車王の**伊匐**は遣使して魏に入貢す。**夏，四月**，庚辰（16+60-58+1=1 9 日），魏は**伊匐**を以て鎮西將軍、西海郡公、高車王と為す。之久しく、**伊匐**は柔然と戦い、敗れ、其の弟の**越居**は**伊匐**を殺して自立す。

■**五月**，壬辰（28-28+1=1 日）朔，日の之を食する有り、既く。

■癸巳（29-28+1=2 日），大赦す。

■**冬，十一月**，甲午（30-25+1=6 日），領軍將軍の始興忠武王の**憺**は卒す。

●乙巳（41-25+1=1 7 日），**魏主**は園丘に祀る。

●**〔魏の正光歴施行〕**初め、魏の世宗は《玄始歴》(宋の文帝元嘉 29 年に魏は行ふ)の浸く疏なるを以て、命じて更に新歴を造らしむ。是に至り、著作郎の**崔光**は表す、

「蕩寇將軍の**張龍祥**等の九家の上所の歴を取り、得失を候驗し、合わせて一歴と為し、壬子(壬癸は水、水は子に旺なり、故に壬子を以て元と為す)を以て元と為し、魏之水徳に應じ、^{なづ}命けて《正光歴》と曰ふ。」
丙午(42-25+1=18日)、初めて《正光歴》を行ひ、大赦す。

●**十二月**、乙酉(21+60-55+1=27日)、魏は車騎大將軍、尚書右僕射の**元欽**を以て儀同三司と為し、太保の京兆王の**繼**を太傅と為し、(9-039p)司徒の**崔光**を太保と為す。

■●**〔梁の蕭正徳の亡命と帰還〕**初め、太子の統之未だ生まれざる也、上は臨川王の宏之子の**正徳**を養いて子と為す。**正徳**は少くして粗險なり、上が即位し、**正徳**は意は東宮を望む。太子の統の生まれるに及び、**正徳**は本に還り、爵の西豊侯を賜る。**正徳**は怏怏として意に滿たず、常に異謀を蓄える。是の歳、**正徳**は黃門侍郎より輕車將軍と為り、之れ^{しばらく}頃して、亡げて魏に奔り、自ら、「廢太子は避禍いを避けて而して來たる。」

と稱す。魏の尚書左僕射の**蕭寶寅**は上表して曰く、

「豈に伯は天子と為り、父は揚州と作り(元年臨川王宏は揚州刺史となる)、彼の密親を棄て、遠く它國に投ずる有らん!之を殺すに如かず。」

是に由りて魏人は之を待つこと甚だ薄く、**正徳**は乃ち一小兒を殺し、稱して己の子と為し、遠く葬地を營む。魏人は疑わず、明くる年、復た魏より逃げて歸る。上は泣き而して之を誨え、其の封爵を復す。

柔然**〔費穆は柔然を蹴散らす〕**柔然の**阿那瓌**は粟を求めて種と為す、魏は之に萬石を與える。**婆羅門**は部落を帥いて魏に叛し、亡げて厭嗟に歸す。魏は平西府長史の代人の**費穆**を以て尚書右丞西北道行台を兼ねしめ、兵を將いて之を討ち、柔然は遁げ去る。**穆**は諸將に謂って曰く、

「戎狄之性は、敵を見れば即ち走り、虚に乗りて復た出る、若し之をして膽を破ら使めざれば、終に恐らくは奔命に疲れん。」

乃ち精騎を簡練し、山谷に伏し、歩兵之羸者(弱者)を以て外營と為し、柔然は果たして至る。奮撃して、大いに之を破る。**婆羅門**は涼州軍の擒る所と為り、洛陽に送らる。

高祖武皇帝五普通四年(癸卯、523年)

■**春、正月**、辛卯(27-24+1=4日)、上は南郊に祀し、大赦す。丙午(42-24+1=19日)、明堂に祀す。**二月**、乙亥(11+60-54+1=18日)、藉田を耕す。

柔然●**〔柔然の飢饉〕**柔然は大いに饑え、**阿那瓌**は其の衆を帥いて魏境に入り、表して賑給を求める。己亥(35+60-54+1=42日?)、魏は尚書左丞の**元孚**を以て行台尚書と為し、節を持して柔然を撫諭せしむ。**孚**は、**譚**(魏の孝昌元年に元譚は幽州都督となる。此に後れること三年。魏書には元譚は大武帝の子、蓋し魏の宗室には同名の者多し)之孫也。將に行かんとし、表して便宜を陳べ、以為く、

「蠕蠕は久しく來たりて強大なり、昔は代京に在り、常に重備を為す。今日は大魏に^{さいわい}祚し、彼をして自ら亂亡し、稽首して服せんと請わ使む。朝廷は其の散亡を^{あつ}鳩め、禮送して返ら令め、宜しく此の時に因り

て善く遠策を思うべし。昔漢宣之世（27 卷漢の宣帝甘露三年にあり）、**呼韓**（匈奴の呼韓邪単于）は塞を^{なた}款くや、漢は**董忠**、**韓昌**を遣わして邊郡の士馬を領し送りて朔方を出で、因りて留まりて衛助せしめる。又た、**光武**の時も亦た中郎將の**段彬**をして安集掾史を置き、單于の所在に隨い、動靜を參察せしむ。今宜しく略ぼ舊事に依り、其の間地を借し、其の田牧するを聽し、粗ぼ官屬を置き、相い慰撫するを示す。嚴に邊兵を戒め、因りて防察せ令め、親をして矯詐するに至らず、疏をして反叛す容からざら使むべし、最も策之得たる者也。」

魏人は従わず。

柔然●柔然の**俟戾伐**は魏に入朝す。

●**「劉騰は卒す」****三月**，魏の司空の**劉騰**（464-523、宦官出身）は卒す。宦官は**騰**の義息と為り重服する者四十餘人、衰経して葬を送る者は（9-040p）百を以て數え、朝貴の葬を送る者は路を塞いで野に滿ちる。

●**柔然****「柔然の阿那瑰は反旗」****夏，四月**，魏の**元孚**は白虎幡を持し**阿那瑰**を柔玄（察哈爾特別区域興和県、現・ウランチャブ市興和県、正黄旗察哈爾牧地の東南）、**懷荒**（柔玄鎮の東）二鎮之間に勞る。**阿那瑰**の衆は三十萬と號し、陰に異志有り、遂に**孚**を拘留し、載せるに輜車（輜輜車、匈奴の車）を以てす。其の衆を集める毎に、**孚**を東廂に坐さしめ、稱して行台と為し、甚だ禮敬を加える。兵を引いて而して南し、過ぐる所剽掠し、平城に至り、乃ち**孚**の還るを聽す。有司は奏す、

「**孚**は命を辱む、罪に抵る。」

甲申（20+60-53+1=28日）、魏は尚書令の**李崇**、左僕射の**元纂**を遣わして騎十萬を帥いて柔然を撃たしむ。**阿那瑰**は之を聞き、良民二千、公私の馬牛羊數十萬を驅りて北に遁げ、**崇**は之を追うこと三千餘里、及ばず而して還る。

●**「於謹は鐵勒相手に奮闘」****纂**は鎧曹參軍の**於謹**（^{続は于謹}）をして騎二千を帥いて柔然を追わ使め、郁對原に至り、前後に十七戦し、屢々之を破る。**謹**は、**忠**（胡太后を保護するを以て功を恃みて専恣なり）之從曾孫也、性は深沉にしてた、識量有り、經史を涉獵す。少き時、閭裡（^{続は田里}）に屏居し、仕進を求めず、或は之に仕えるを勧め、**謹**は曰く、

「州郡之職は、昔人の鄙しむ所（後漢の梁竦曰く、州郡の職は徒らに人を勞するのみと）。台鼎之位は、須く時の來たるを待つべし。」

纂き其の名を聞き而して之を辟す。後に輕騎を帥いて塞を出でて覘候す、^{たまたま}屬々鐵勒（高車、敕勒）の數千騎は奄至し、**謹**はうに、衆寡敵せず、退けば必ず免かれずと、乃ち其の衆騎を散じ、叢薄之間に匿れ使め、又た人を遣わして山に升りて指麾し、軍衆を部分する者の若くせしむ。鐵勒は望見し、伏兵有らんと疑うと雖も、自ら其の衆を恃み、進軍して**謹**に逼る。**謹**が常に乗る駿馬、一は紫、一は騮（浅黄色の馬）なること、鐵勒の識る所なるを以て、乃ち二人をして各々一馬に乗り陣を突き而して出で使め、鐵勒は以て**謹**と為す也、争いて之を逐う。**謹**は餘軍を帥いて其の追騎を撃ち、鐵勒は遂に走り、**謹**は因りて塞に入るを得る。

●**「魏蘭根の策は入れられず」****李崇**の長史の巨鹿の**魏蘭根**は**崇**を説いて曰く、

「昔縁邊に初めて諸鎮を置き、地は廣く人は稀なり、或は中原に征發し強宗の子弟、或は國之肺腑には、寄せるに爪牙を以てす。中年以來、有司は號して『府戸』と為し、役は廩養に同じく、官婚班齒、清流を失うを致す、而るに本來の族類は、各々榮顯に居り、彼此を顧瞻すれば、理當に憤怒すべし。宜しく鎮を改め州を立て、郡縣を分置し、凡そ是の府戸は、悉く免じて民と為し、入仕の次敘は、一に其の舊に准じ、

文武兼用し、威恩は並びて施すべし。此の計若し行えば、國家は庶くは北顧之慮い無からん矣。」
崇は之が為に奏聞すも、事寝ね、報じず。

● 〔元叉の放縱で人々は乱を思う〕 初め、元叉は既に胡太后を幽し、常に入りて魏主の居る所の殿側に直し、佞媚を曲盡し、帝は是に由りて之を寵信す。叉は禁中に出入し、恆に勇士をして兵を持し以て自ら先後せ令む。時に出でて千秋門外に休し、木欄楯（魏書道武七王傳には木欄檻に作る）を施し、腹心をして防守せ使め以て竊發に備える、士民の見ゆるを求める者は、遙に之に對し而して已む。其の始めて政を執る之時、情を矯めて自ら飾り、謙勤を以て物に接し、(9-041p) 時事の得失は、頗る以て懷に關す。既に志を得、遂に自ら驕慢（驕愎×）にして、酒を嗜み色を好み、實賄を貪吝し、與奪は情に任せ、紀綱は壞亂す。父の京兆王の繼は尤も貪縱なり、其の妻子と與に各々賂遺を受け、有司に請屬するに、敢えて違ふ者莫し。乃ち郡縣の小吏に致るまで亦た公選するを得ず、牧、守、令、長は率ね皆な貪汚之人なり。是に由り百姓は困窮し、人人は亂を思う。

● 〔北方の六鎮の反乱〕 武衛將軍の於景は、忠之弟也、叉を廢せんと謀る。叉は黜けて懷荒鎮の將と為す。柔然の入寇するに及び、鎮民は糧を請い、景は肯て給せず、鎮民は忿りに勝えず、遂に反し、景を執り、之を殺す。未だ幾くもなくして、沃野鎮の民の破六韓拔陵（匈奴屠各種の支族で破六韓部の祖とする右谷蠡王潘六奚の後裔）は衆を聚めて反し、鎮將を殺し、真王と改元し、諸鎮の華、夷之民は往往と響應し。拔陵は兵を引いて南を侵し、別帥の衛可孤を遣わして武川鎮を圍み、又た懷朔鎮を攻める。尖山（神武郡に属す県、山西省雁門道神池県、現・忻州市神池県）の賀拔度拔及び其の三子の允、勝、岳は皆な材勇有り、懷朔鎮の將の楊鈞は度拔を擢でて統軍と為し、三子は軍主と為して以て之を拒む。

● 〔龍門の石窟寺院造営〕 魏の景明之初、世宗は宦者の白整に命じて高祖及び文昭高后の為に二佛龕を龍門山（伊闕山、河南省河洛道洛陽県の南、現・洛陽市洛竜区）に鑿ち、皆な高さは百尺なり。永平中、劉騰も復た世宗の為に一龕を鑿つ、是に至る二十四年、凡そ十八萬（魏書釋老志には八十萬に作る）二千餘工を用い、而るに未だ成らず。

● 〔七十定年退職〕 秋，七月，辛亥(47-21+1= 2 7 日)，魏は詔す、
「見在の朝官は、令に依りて七十にして合い解く者は、本官の半祿を給して、以て其の身を終わる可し。」
(退職金か?)

● 九月，魏は侍中、太尉の汝南王の悦に詔して入りて門下に居らしめ、丞相の高陽王の雍と尚書の奏事を參決せしむ。

■ 冬，十月，庚午(6+60-55+1= 1 2 日)，中書監、中衛將軍の袁昂を以て尚書令と為し、本號（中衛將軍）に即きて開府儀同三司とす。

● 〔崔光は賈思伯を推薦して死す〕 魏の平恩文宣公の崔光は疾篤く、魏主は親ら之を撫視し、其の子の勵を拜して齊州刺史と為す。之が為に樂を撤し、游眺を罷む。丁酉（33+60-55+1= 3 9 日?）、光は卒し、帝は臨み、之を哭して慟し、為に常膳を減ず。光は寛和にして善を樂しみ、終日怡怡として、未だ嘗て忿恚せず。於忠、元叉が事を用いるや、光の舊德なるを以て、皆な之を尊敬し、事は多く資決し、而れども裴郭（前卷天監 14 年）、清河（上の元年）之死を救う能わず、時人は之を張禹、胡廣に比す。光が且に死せんとし、都官尚書の賈思伯を薦めて侍講と為す。帝は思伯に従いて《春秋》を受け、思伯は貴しと雖も、身を傾けて士に下る。或は思伯に問いて曰く、

「公は何を以て能く驕せざるや？」

(9-042p) 思伯は曰く、

「衰え至れば便ち驕る、何の常か之れ有らん！」

當時は以て雅談と為す。

■**十一月**，癸未(19-19+1=1 日)朔，日に之を食する有り。甲辰(40-29+1=1 2 日)，尚書左僕射の**王暕**は卒す。

■**[梁は鉄錢を鑄造]** 梁は初めて唯だ揚、荊、郢、江、湘、梁、益の七州のみ錢を用いる。交、廣は金銀を用い、餘州は雜えるに穀帛を以て交易す。上は乃ち五銖錢を鑄、肉好（肉は錢の形、好は孔）周郭（輪郭）は皆な備わる。別に肉郭無き者を鑄、之を「女錢」と謂う。民間は私に女錢（古錢×）を用いて交易す、之を禁ずるも止む能わず、乃ち議して盡く銅錢を罷む。**十二月**，戊午(54-49+1=6 日)，始めて鐵錢を鑄る。

●魏は汝南王の**悅**を以て太保と為す。

令和 4 年 11 月 24 日 翻訳開始 10706 文字

令和 4 年 12 月 1 日 翻訳終了 22736 文字